

平成29年度【年末年始借換対応】

緊急特別資金融資制度のご案内

年末年始の資金需要が高まる時期に向けて、市内中小企業者の方々の資金繰り支援を目的に緊急特別資金融資の申込を受付します。なお、過去の緊急特別資金融資の残高を対象に借換もできます。

申込期間：平成29年11月1日（水）から平成30年1月12日（金）まで

中小企業融資制度の受付（相談）窓口

**（公財）さいたま市産業創造財団 支援・金融課
金融担当**



〒338-0002

さいたま市中央区下落合5丁目4番3号

さいたま市産業文化センター内4階

電話 048-851-6391（直通）

ファックス 048-851-6392

【埼京線】

与野本町駅より徒歩約7分

【京浜東北線】

与野駅より徒歩約15分

※駐車場は地下駐車場をご利用ください。

さいたま市は、中小企業融資制度の相談・受付及び調査等の業務を（公財）さいたま市産業創造財団へ委託しております。

さいたま市中小企業緊急特別資金融資制度

融 資 総 額	50億円
申 込 期 間	平成29年11月1日(水)から平成30年1月12日(金)まで ただし、申請金額が融資総額に達した時点で締切りとします。
融 資 対 象	(1) 市内に事務所、店舗又は工場を有すること。 (2) 引き続き1年以上同一事業を営んでいること。 (3) 個人にあっては市の住民票の記載の届出等をしてから、法人にあっては市内に本店の登記をしてから6カ月以上経過していること。 (4) 常時従業員数が小売業は50人以下、卸売・サービス業は100人以下、製造業等は300人以下の中小企業者であること。(一部例外があります。) (5) 市民税を滞納していないこと。 (6) 許認可等を必要とする業種については、原則としてその許認可等を取得していること。 (7) 埼玉県信用保証協会の保証が得られること。
融 資 条 件	
(1) 資 金 使 途	運転資金(ただし、過去のさいたま市緊急特別資金融資制度についてのみ借換を可能とする。また、借換を行う場合、取扱金融機関は、借換対象となる借入金の取扱金融機関に限る)
(2) 申 請 限 度 額	3,000万円(ただし、最近の年売上高(注)の12分の3に相当する額が3,000万円に満たない場合はその額を限度とする。) 注) 法人の場合は直近決算期の年売上高、個人の場合は直近確定申告時の年売上高 ※ 以前に融資制度を利用された場合でも、今回の申込において前述の内容の申請が可能です。
(3) 返 済 期 間	7年以内(据置期間を含む。)
(4) 据 置 期 間	6か月以内
(5) 利 率	年0.8%
(6) 担 保	必要に応じて徴する。
(7) 連 帯 保 証 人	原則として、個人の場合は不要、法人の場合は代表者とします。ただし、別掲の★印要件により、例外となる場合があります。
(8) 保 証 料	埼玉県信用保証協会の保証に付する。(別途、埼玉県信用保証協会の定める保証料※が必要になります。) ※年0.45%~1.59%

【市の融資制度とは】

- 本制度は、市が金融機関に融資のあっせんを行う制度です。また、市の融資あっせん決定後であっても、金融機関及び埼玉県信用保証協会の審査により、融資内容の変更(取消を含む。)が生じる場合があります。
- 融資のあっせんの申込に関しては、用紙代、あっせん料、紹介料等は一切不要です。
- 融資申込受付後に調査等を進めることとなりますので、申込内容と融資のあっせんの決定(取消を含む。)内容が異なる場合があります。
- 既に市の融資制度を利用している方でも申込みいただけます。ただし、約定どおり返済していること等が条件となります。なお、本制度利用後に別途小口資金のご利用はできません。

申込みに必要な書類と部数

		個人	法人	取扱金融機関 一覧表
1	融資あっせん申込書	1	1	<div style="text-align: center; background-color: #e0e0e0; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">(五十音順)</div> 青木信用金庫 足利銀行 川口信用金庫 きらやか銀行 群馬銀行 埼玉縣信用金庫 埼玉りそな銀行 商工組合中央金庫 城北信用金庫 常陽銀行 巢鴨信用金庫 大光銀行 第四銀行 大東銀行 東京信用金庫 東京スター銀行 東和銀行 栃木銀行 八十二銀行 飯能信用金庫 東日本銀行 福島銀行 北越銀行 みずほ銀行 三井住友銀行 三菱東京UFJ銀行 武蔵野銀行 山形銀行 <u>上記金融機関の 市内本店・支店</u> ※一部取り扱えない 支店があります。
2	宣誓書（飲食業の場合）	(1)	(1)	
3	経歴書（法人の場合は代表者） （埼玉県信用保証協会の利用が初めての場合）	(1)	(1)	
4	直近2年度分の所得税確定申告書の写し（税務署受付判のあるもの。電子申告の場合はメール詳細が必要です。）	3		
	直近2年度分の所得税確定申告書添付の決算書の写し	3		
5	直近2期分の決算書の写し（科目別明細含む）		3	
6	直近2期分の確定申告書別表の写し（税務署受付判のあるもの。電子申告の場合はメール詳細が必要です。）		3	
7	試算表（決算後6カ月を超えている場合）		(3)	
8	住民票（申込人のみ記載のもので、本籍が入っていないもの）	1		
9	履歴事項全部証明書 〔商業登記簿謄本〕		1	
	閉鎖謄本（複数存在する場合は全て添付） （埼玉県信用保証協会の利用が初めての場合）		(各1)	
10	個人市県民税の納税証明書（直近納付期限以降のもの。普通徴収と特別徴収とでは納付期限が異なります。ご不明な場合はお問い合わせください。）	1		
	法人市民税の納税証明書（直近期のもの）		1	
11	許認可業種の場合は、当該許認可書等の写し	(3)	(3)	
	受注明細表（建設業で許認可のない場合）	(1)	(1)	
12	担保提供可能物件の全部事項証明 （担保提供が必要な場合）	(1)	(1)	
13	個人情報の提供に関する同意書	1	1	
14	事業計画書（借換を行う場合）	(1)	(1)	
15	委任状（申込人以外の方が申し込まれる場合）	(1)	(1)	

※上記申込に必要な書類には、埼玉県信用保証協会及び取扱金融機関で必要な書類を含みます。また、必要に応じてその他の関係書類を提出いただくことがあります。

※公的機関が発行した書類については、直近のもので、発行後3カ月以内とします。

※融資のあっせんの決定後、所定の手続き（金銭消費貸借契約書の締結等）を取扱金融機関で行う際、申込人及び連帯保証人の印鑑証明書及び実印が必要となります。

※借換の場合、取扱金融機関は、融資実行後の中小企業融資報告書提出の際に、完済となった借入金明細の計算書等の写しを提出してください。

融資を受ける心構え

- ・ **営業内容を明らかにしておきましょう**
事業の内容を示すものは経理であり、いつでも経営内容がわかるように日頃から正しく帳簿を整理しておくことが大切です。
- ・ **資金計画と返済計画はきちんとたてておきましょう**
資金計画をしっかりとて、資金用途を明確にし、必要な額だけを借りるようにしましょう。
- ・ **適切な事業計画をたてましょう**
仕事に熱意をもって創意工夫し、将来性のある事業計画をたてましょう。

市融資制度の注意事項

- ・ 経営上必要な事業資金以外は、この制度において融資のあっせんはできません。
- ・ 納税のための資金等は、融資対象外です。
- ・ 許認可等を必要とする業種を営んでいる方で許認可等を受けていない方は、取扱いできませんのでご注意ください。
- ・ 融資実行後、融資の目的以外に資金を使用した場合は、その資金の全額又は残額を一括返済することとなりますのでご注意ください。

許認可等を必要とする主な業種

- | | |
|------------------|------------|
| 1 飲食業 | 7 運送業 |
| 2 食料品製造・販売業 | 8 産業廃棄物処理業 |
| 3 酒類販売業 | 9 測量業 |
| 4 古物営業 | 10 解体業 |
| 5 建設業（1件500万円以上） | 11 その他 |
| 6 電気工事業 | |

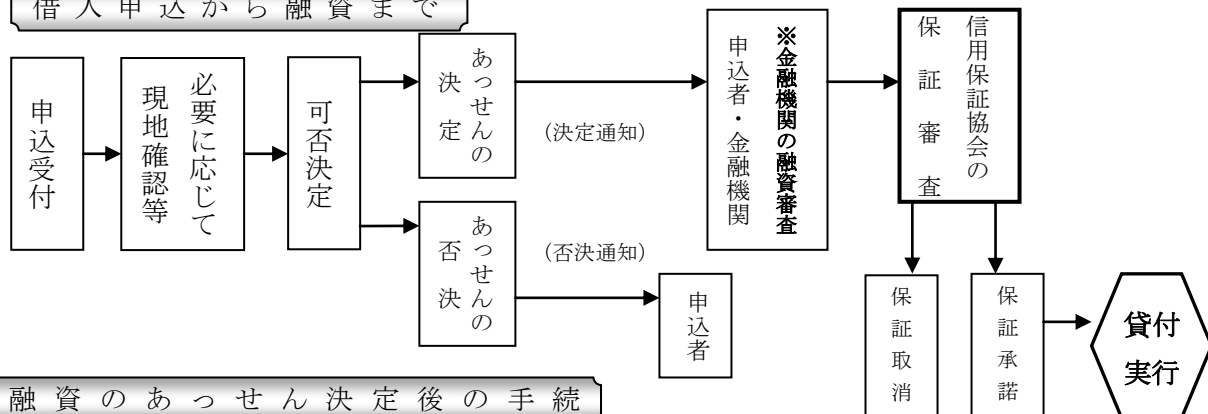
融資の対象とならない主な業種

- | | |
|---------------------------------|---------------------------|
| 1 農林漁業 | 4 風俗関連業（芸妓業・パチンコ業・特殊浴場業等） |
| 2 風俗営業飲食業（食事の提供を主目的とするものは除く。） | 5 公務・宗教 |
| 3 金融・保険業（生命保険・損害保険の代理[店]業等を除く。） | 6 その他信用保証対象外業種 |

連帯保証人(第三者)について徴求される場合があります・・・★

- ・ 実質的な経営権をもっている者、営業許可名義人、申込人（法人の場合はその代表者）とともに当該事業に従事する配偶者が連帯保証人となる場合
- ・ 本人または代表者が健康上の理由のため、事業継承予定者が連帯保証人になる場合
- ・ 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合

借入申込から融資まで



融資のあっせん決定後の手続

取扱金融機関から申込人に連絡いたします。（市から融資のあっせんの決定の通知が届いた時は、取扱金融機関にお問い合わせください。）その後、所定の手続きを取扱金融機関で行ってください。

※ 詳しくは、（公財）さいたま市産業創造財団までお問い合わせください。

このパンフレットは3,000部作成し、1部あたりの印刷経費は22円です。